

郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便貯金銀行の預入限度額）</p> <p>第二条 法第七十七条第一号に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等とする。ただし、第二号及び第三号に掲げる預金等にあつては、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社又は郵便保険会社から受入れをする場合に限る。</p> <p>一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条の二第一項各号に掲げる要件のすべてに該当する預金</p> <p>二 預金保険法第五十一条の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金（前号に掲げる預金に該当するものを除く。）</p> <p>三 準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十五号）第四条第二号に規定する定期性預金</p> <p>2 法第七十七条第一号イに規定する政令で定める額は、千万円とする。</p> <p>（郵便貯金銀行の業務の制限）</p> <p>第三条 法第七十条第一項第一号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 外貨預金の受入れ</p> <p>二 譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。）の受入れ</p> <p>2 （略）</p>	<p>（郵便貯金銀行の預入限度額）</p> <p>第二条 法第七十七条第一号に規定する政令で定める預金等は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条の二第一項各号に掲げる要件のすべてに該当する預金とする。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（郵便貯金銀行の業務の制限）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。）の受入れ</p> <p>2 （略）</p>